

第 2 期三原市地域公共交通網形成計画

計画骨子（案）

1. 計画の目的と概要

1.1 計画の目的

三原市では、「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年施行）」に基づき、平成27(2015)年3月に「三原市地域公共交通網形成計画」（以下「第1期計画」という。）を策定し、市民協働による利便性が高く持続可能な地域公共交通体系の構築を基本理念に、具体的な施策や事業に取り組んできた。

一方で、従前から続く市の人口減少・高齢化は一層進行し、さらには交通事業者の乗務員不足が運行サービス維持を阻害するまでに深刻化しているなど、地域公共交通を取り巻く環境は厳しさを増している。

こうした状況を踏まえ、「第2期三原市地域公共交通網形成計画」（以下「第2期計画」という。）は、これまで推進してきた第1期計画の基本的な考え方を踏襲するとともに、将来の本市の姿を見据えて、持続可能な地域公共交通体系の形成を図ることにより、市民生活の利便性と福祉の向上に資することを目的とする。

1.2 計画の対象区域

計画の対象区域は、三原市全域とする。

1.3 計画期間

計画の期間は、令和2(2020)年度から令和6(2024)年度までの5年間とする。

2. 地域公共交通に係る課題（※現時点での整理）

本市の地域公共交通に係る課題は次のとおりである。

- (1) 急進する人口減少や高齢化への対応【継続】
- (2) まちづくり方針との整合に向けた対応【継続】
- (3) 路線バス、地域コミュニティ交通の見直しに係る対応【継続】
- (4) 交通事業者における乗務員不足に係る対応【新規】
- (5) 市民協働による地域公共交通の維持への対応【継続】
- (6) 増加する観光入込客への対応【新規】
- (7) 増加する自然災害への対応【新規】
- (8) 新たな関連技術の進展への対応【新規】

※【継続】：現行より継続
【新規】：新しく追加

それぞれの概要を、次頁より示す。

【参考1】第1期計画での課題

①急進する人口減少や高齢化への対応

- ・人口減少、高齢化の急進に伴う財源確保や高齢者移動支援の問題への対応が必要。

→第2期計画に継続

②まちづくり方針との整合に向けた対応

- ・まちづくりの支援や、周辺の居住者も拠点サービスが享受できる環境づくりの支援が必要。

→第2期計画に継続

③地域公共交通の維持に係る市負担額の増加への対応

- ・交通関係の市負担額が増加しており、補助の考え方も見直しが必要。

→路線バスへの赤字補填の考え方の見直しを実施

④路線バス、地域コミュニティ交通の見直しに係る対応

- ・運行サービスを将来に向けて継続するため、定量的な指標による見直しが必要。

→第2期計画に継続

⑤地域公共交通に係る市民ニーズへの対応

- ・自宅周辺まで運行可能な小型車両の移送サービスなど、ニーズにあった交通の導入が必要。

→地域コミュニティ交通導入の手引作成、区域デマンド方式の移動手段を導入

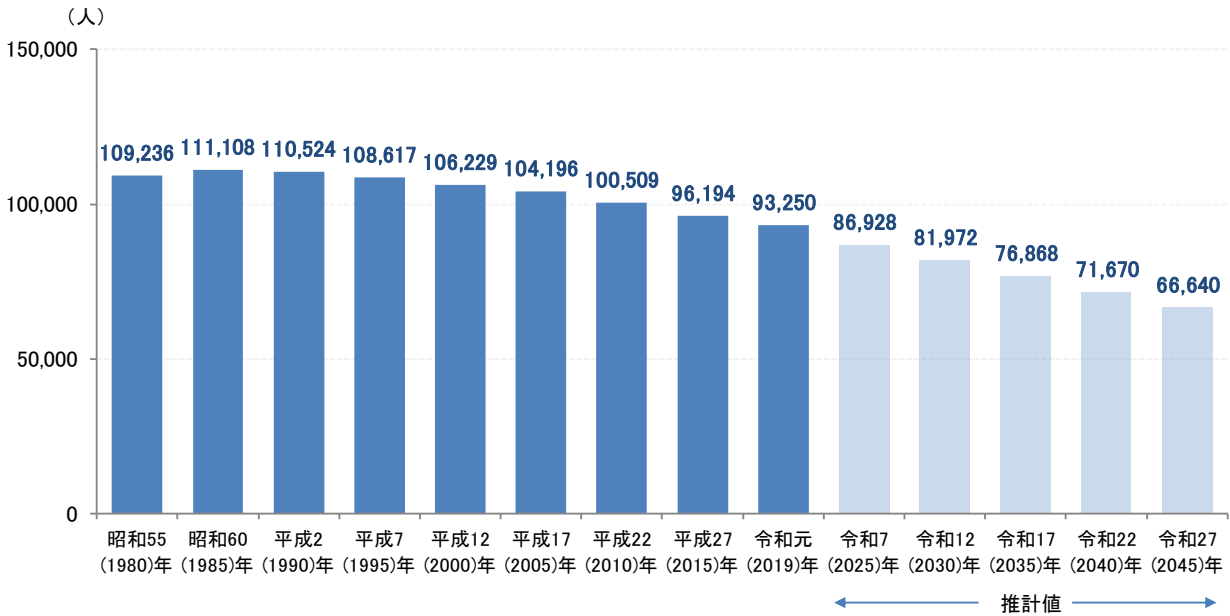
⑥市民協働による地域公共交通の維持への対応（継続）

- ・市民一人ひとりが地域公共交通の重要性を認識し、サービスを守る意識を持つことが必要。

→第2期計画に継続

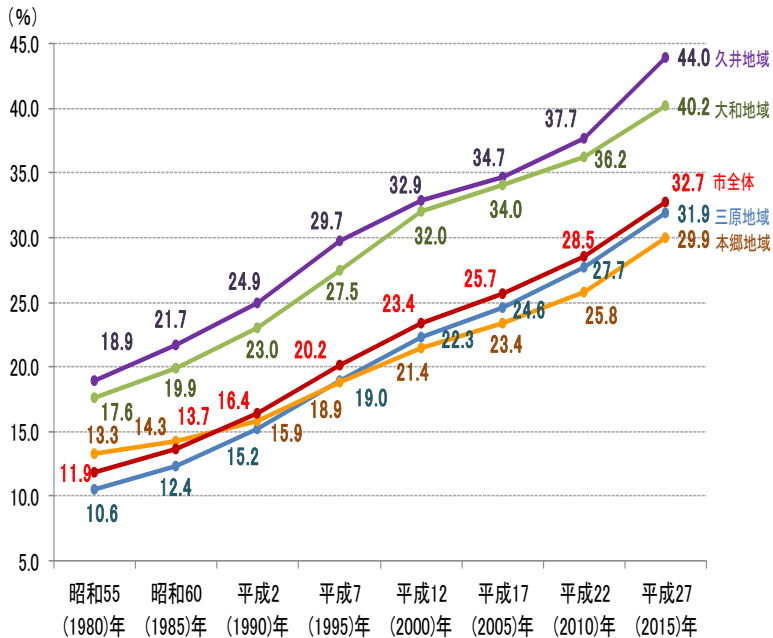
(1) 急進する人口減少や高齢化への対応【継続】

- ・本市では、人口減少、高齢化が急速に進んでおり、将来に向けても継続が見込まれる。
- ・特に高齢者の増加は、移動手段に困る市民が今後増加する可能性を示しており、安心できる暮らしの確保に向けて対応が必要である。



資料：国勢調査，住民基本台帳人口（令和元年9月末）
 国立社会保障・人口問題研究所（平成30年3月推計）

図 常住人口の推移



資料：国勢調査

図 地域別高齢化率（65歳以上人口の割合）の推移

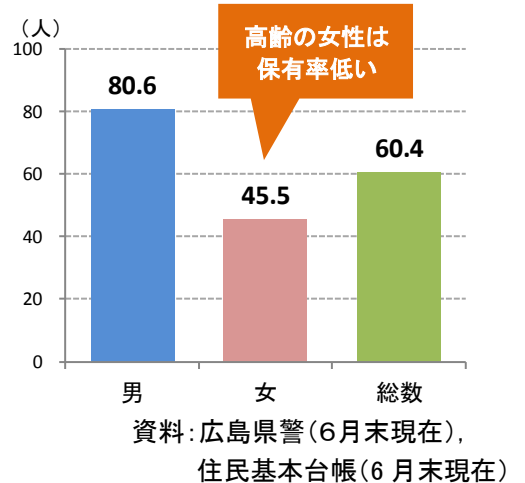
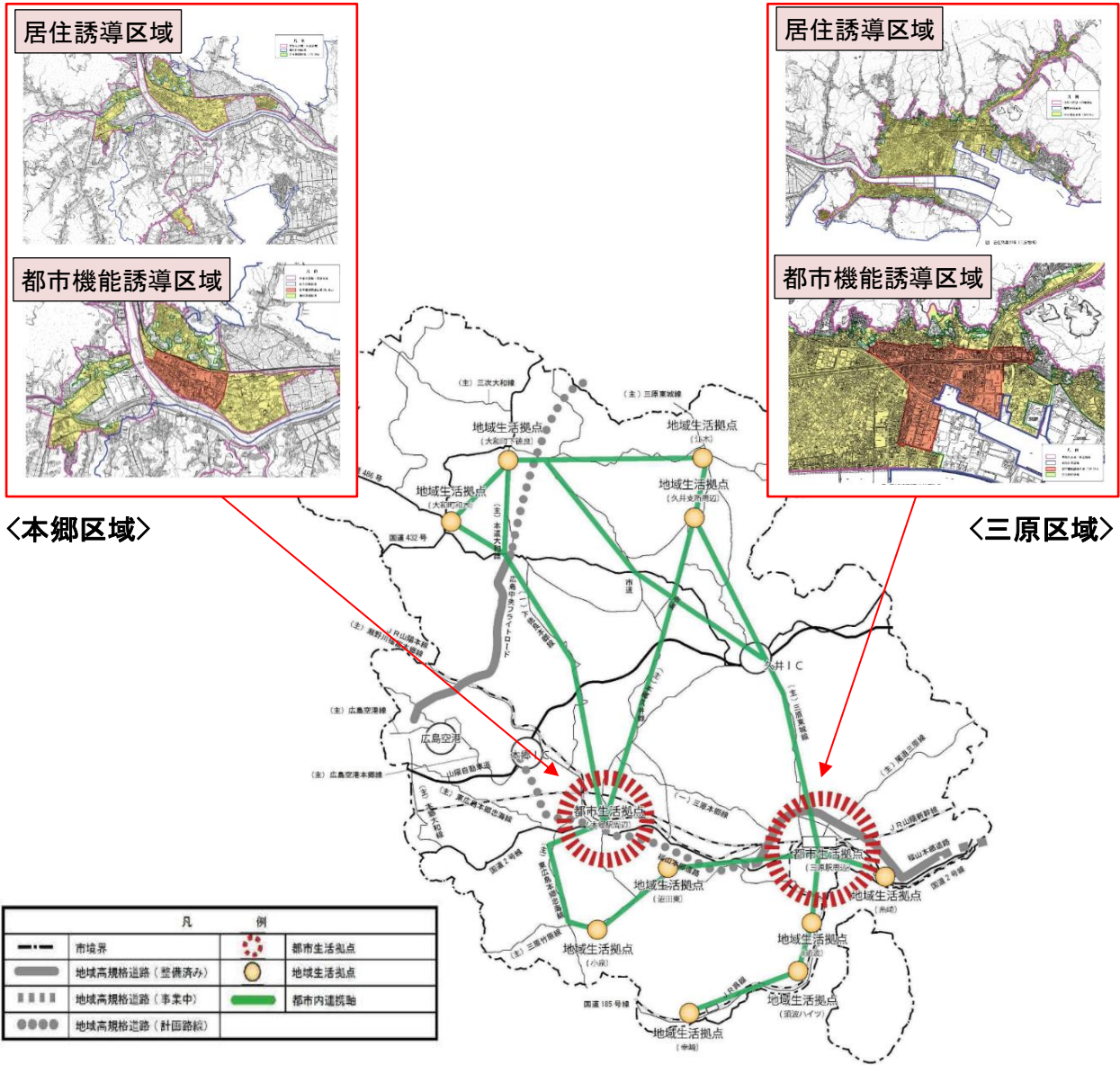


図 65歳以上男女別の免許保有率（令和元年）

(2) まちづくり方針との整合に向けた対応【継続】

- ・本市のまちづくりは、選択と集中の考え方のもと、既に拠点性を備えている地区への機能集積を推進し、これらの相互連携を強化することで、市域の一体的な発展を目指している。
- ・「三原市立地適正化計画（平成29(2017)年12月策定）」、「三原市都市計画マスタープラン（平成31(2019)年3月策定）」において位置づけられる「生活拠点」、「都市内連携軸」からなる将来都市構造の実現を図るため、まちづくりを支える公共交通の維持、確保が必要である。

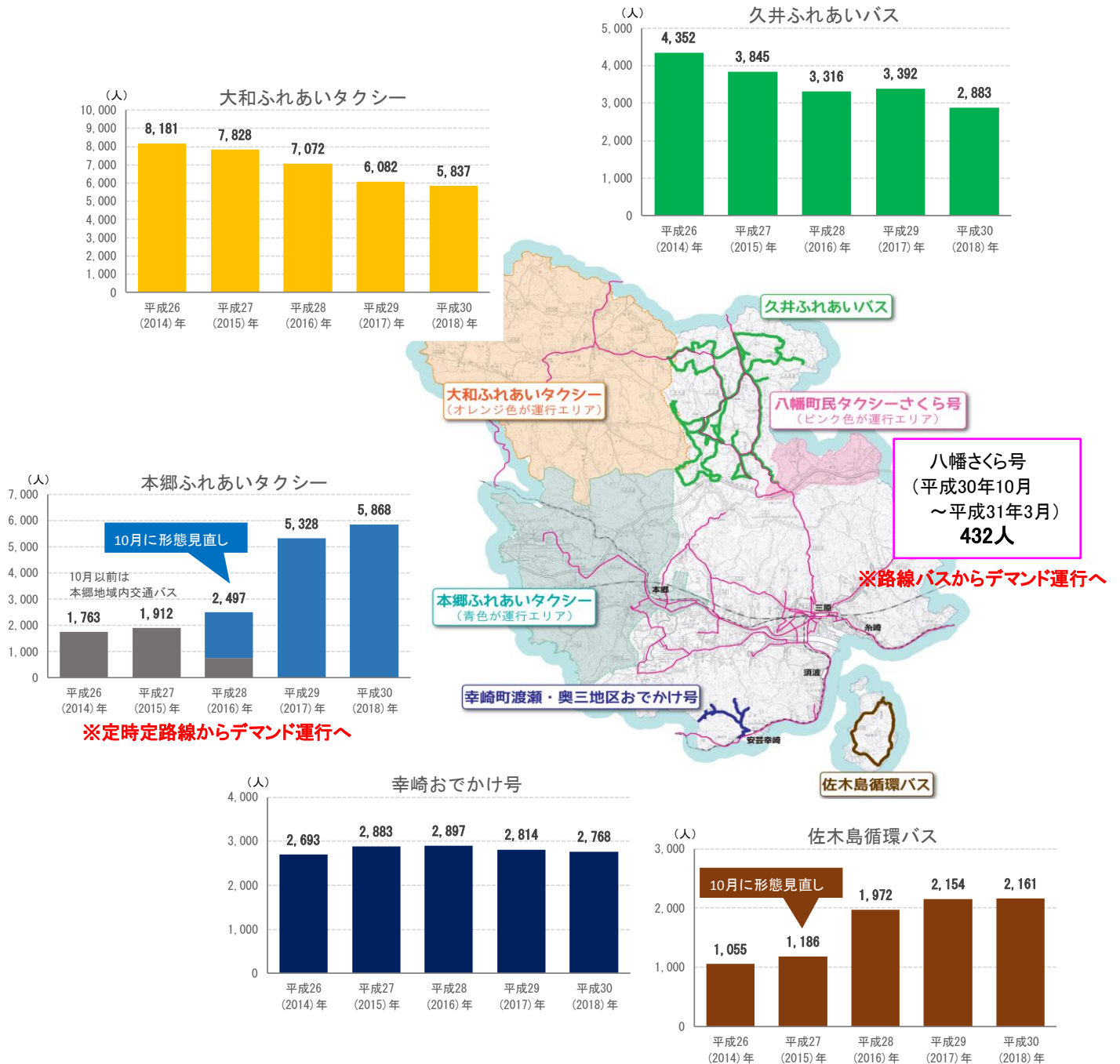


- 都市生活拠点：高い公共交通の利便性を活かし、商業・業務など高次都市機能が集積し、今後とも各種機能の維持・誘導を図るとともに、市内外における都市活動の中心的な役割を担う拠点
- 地域生活拠点：日常生活に必要なサービス機能が集積する既存集落で、今後とも各種機能の維持・誘導を図るとともに、公共交通等の複数の交通手段によりネットワークを形成する拠点
- 都市内連携軸：公共交通、主要な幹線道路など、複数の交通手段により、市内各地域の拠点間の連携を強化する動線

資料：三原市立地適正化計画（平成29(2017)年12月策定），一部編集
 図 将来都市構造図および居住誘導区域・都市機能誘導区域

(3) 路線バス、地域コミュニティ交通の見直しに係る対応【継続】

- ・過度に利用者が少ないなど非効率な運行となっている地域公共交通に対して、将来に向けてサービス継続を図るため、第1期計画において定量的な指標を用いた見直しの流れを整えた。
- ・この考え方を継承し、引き続き運行サービスを維持するとともに、また必要な場合は効率化を図ることで公共交通網の持続を図ることが必要である。



資料：生活環境課

図 地域コミュニティ交通利用者の推移

(4) 交通事業者における乗務員不足に係る対応【新規】

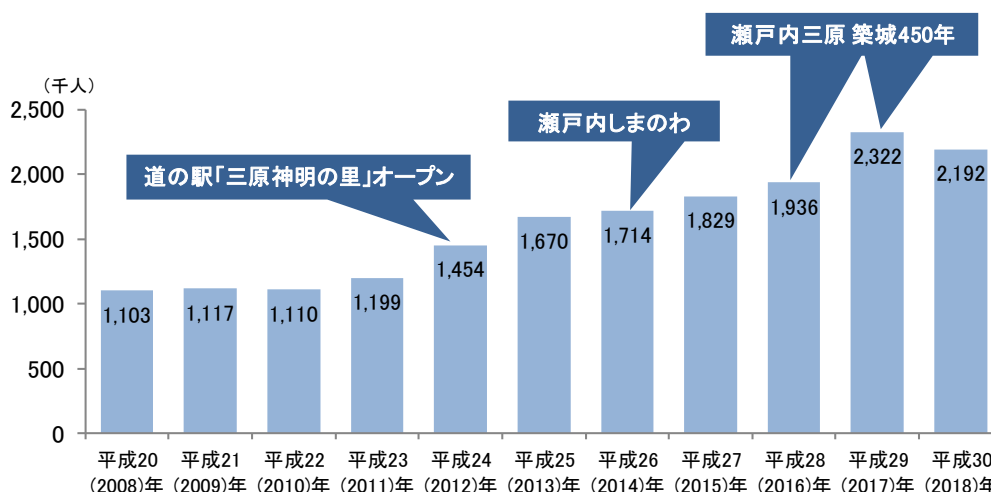
- ・路線バス事業者等においては乗務員不足が深刻であり、今後、運行サービス維持の大きな障害となる可能性が高い。
- ・これは、本市の地域公共交通体系の形成に直結する問題であり、各々の事業者だけではなく、行政を含めた全関係主体で対応する必要がある。

(5) 市民協働による地域公共交通の維持への対応【継続】

- ・事業環境が厳しくなる中、今まで以上に、市民一人ひとりが地域公共交通の重要性を認識し、また守る意識を持ち、さらに実際に行動することが必要である。
- ・そのため、地域公共交通を利用しやすい環境づくりを進めるとともに、関連情報を市民へ十分発信して意識醸成を図り、市民との協働で地域公共交通を支える機運を高める必要がある。

(6) 増加する観光入込客への対応【新規】

- ・本市の観光入込客数は、各種イベント開催の影響もあり近年増加する傾向にある。
- ・観光まちづくりの支援、及び地域公共交通の新たな利用需要の獲得に向けて、本市の来訪者が利用しやすい地域公共交通の整備を進める必要がある。



資料：広島県「広島県観光客数の動向」

図 観光入込客数の推移

(7) 増加する自然災害への対応【新規】

- ・平成30(2018)年7月の西日本豪雨災害により、本市における路線バス等の地域公共交通の一部は、長期間に渡り休止等を余儀なくされた。
- ・こうした自然災害は今後も頻発する危険性があるため、地域公共交通の分野においても可能な備えを実践する必要がある。

(8) 新たな関連技術の進展への対応【新規】

- ・近年、全国で移動支援に関連する新しい技術開発や実証実験等が推進され、早期の社会実装が期待されている。
- ・本市の公共交通に係る各種課題への解決策になる可能性もあるため、こうした新しい技術開発の動向について把握し、対応する必要がある。

3. 計画の基本的な考え方

(1) 第1期計画の考え方や事業を引き継ぐ

地域公共交通は、市民の暮らしを守るため、途切れることなく運行サービスを継続することが必要である。そのため、第1期計画の考え方や必要な事業を引き継ぐことを基本とする。

交通手段別の対応方針は以下のとおりである。

交通手段	対応方針
鉄道・高速バス	・運営主体との連携を図りながら、利用促進に向けた取組みを推進する。
航路	・現行サービスの維持に向けて国や県と連携して取組むとともに、島民や航路事業者との協働により利便性の向上や利用促進を図る。
路線バス	・既存のサービスの維持・活性化に取組むとともに、評価・検証の結果、必要があればサービス内容を見直す。（【参考2】参照） ・利用の多い乗降施設や他モードとの乗換拠点等において、安全性、快適性の向上に資する取組みを、関連事業者等と連携して検討する。
地域コミュニティ交通	・既存のサービスの維持・活性化に取組むとともに、利用実態や事業収支の状況等より評価・検証を行い、地域住民や利用者からの要望を踏まえて、必要があればサービス内容を見直す。（【参考2】参照）

【参考2】見直し基準と損失補填上限（第1期計画より）

① 路線バス

■見直し基準

見直し基準 : 経常収支率30%未満

継続判断基準 : 経常収支率20%未満

■損失補填の上限

補助額上限 : 経常経費の70%

※本市の単独補助路線を基本とする。周辺市町と連絡するバス路線については、必要に応じて周辺市町と協議を行った上で、個別に対応を行う。

② 地域コミュニティ交通

■見直し基準

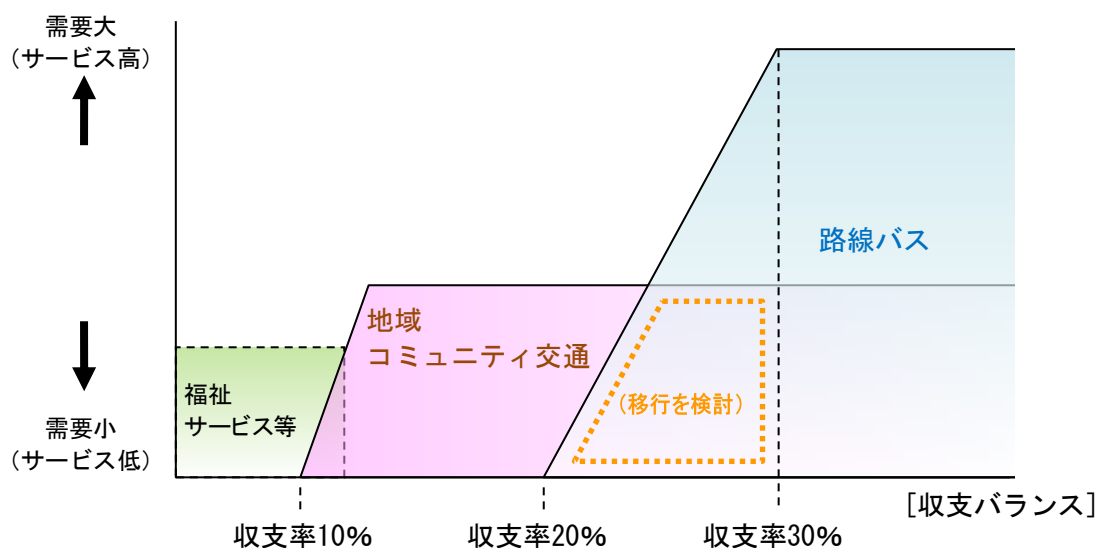
見直し基準 : 経常収支率10%未満

■損失補填の上限

補助額上限 : 欠損分の全額補助

(2) 交通モードの役割の適正化を図る

第1期計画では、交通モードの役割を下図のイメージと捉え、必要な交通モードへの転換等を進めることで、地域における移手段の確保に努めてきた。



- ・路線バスは需要が大きい路線・地域に高い水準の移動サービスを提供するが、収支率30%を下回る場合はサービスを低く見直して少ない需要への対応を図る。
- ・地域コミュニティ交通は需要が小さい路線・地域に対して限られたサービス提供するが、収支率10%近くでは、さらに水準を低下させることで運行サービスを維持する。
(収支率20%~30%が、路線バスから地域コミュニティ交通への移行検討のエリア)

図 路線バスと地域コミュニティ交通の役割分担イメージ

第2期計画においても、持続可能な地域公共交通体系の形成を図るため、収支バランスが悪い地域公共交通は運行方式を含めた見直しを行うことで、交通モードの役割の適正化を図る

(3) まちづくり計画との調和を図る

本市では、「三原市立地適正化計画」、「三原市都市計画マスタープラン」において、都市生活拠点（三原駅周辺、本郷駅周辺）、地域生活拠点を定め、これら拠点間の連携を図ることで、市域全体の活性化を推進するまちづくりに取り組んでいる。

第2期計画では、公共交通が、本市のまちづくりを支え、地域の活性化を図る役割を担うことを重視して、まちづくり計画との調和を図る。

(4) 社会情勢等の変化・流れへの対応を図る

地域公共交通を取り巻く社会情勢は、第1期計画期間において変化しており、事業環境は一層厳しさを増したといえる。特に、交通事業者の乗務員不足の問題は深刻であり、本市の地域公共交通体系の形成に大きく影響する可能性もある。

また一方で、交通や移動に関わる分野では、各種課題の解決策となりうる新しい技術開発が急速に進められている。

第2期計画では、こうした社会情勢等の変化・流れに対応するため、必要な施策を位置づける。

4. 計画の基本方針

4.1 基本的な方針

第2期計画の基本理念、基本方針は、第1期計画の考え方を継承して、次のとおりに定める。

【基本理念】【継続】

市民協働による利便性が高く持続可能な地域公共交通体系の維持・充実

【基本方針】

- ① 地域資源である既存の地域公共交通のサービス持続【新規】
 - ・市民の暮らしを支えている既存の地域公共交通を、貴重な地域資源と捉えて、関係主体が協力し、運行サービスの持続を図る。
- ② 利便性が高く効率的な地域公共交通体系の維持・充実【継続】
 - ・市民ニーズや地域特性を踏まえた上で、移動手段の特徴・機能に応じた、効率的な地域公共交通体系の維持や充実を図る。
- ③ 市域の一体性を強化する地域公共交通体系の維持・充実【継続】
 - ・まちづくりを支援し、各地域の中心部相互の連絡、主要公共施設等相互の連絡及び各地域の中心部と周辺地区の連絡を強化する。
- ④ 市民協働を含む関係者の連携による地域公共交通を守り育てる活動の推進【継続】
 - ・市民、交通事業者、行政（市）等が、それぞれの役割のもと、主体的かつ積極的に地域公共交通に関与、連携し、協働で地域公共交通を守り、育てる活動を推進する。

【参考3】第1期計画での基本方針

■理念

市民協働による利便性が高く持続可能な地域公共交通体系の構築

→第2期計画に継続（下線修正）

■基本方針

①市民ニーズや地域特性に対応した地域公共交通体系の構築

②総合的で効果的・効率的な地域公共交通体系の構築

→第2期計画に継続（①②と一体化）

③市域の一体性を強化する地域公共交通体系の構築

→第2期計画に継続（下線修正）

④地域公共交通体系を持続させる仕組みの構築

→第1期計画で仕組みを構築

⑤市民協働を含む関係者の連携による地域公共交通を守り育てる活動の推進

→第2期計画に継続

4.2 計画の目標

(1) 目標

第2期計画の目標は、第1期計画の考え方を継承して、以下に示す3つの柱を掲げる。

- ①機能集約されたコンパクトなまちづくりを支える地域公共交通の維持・充実を図る
- ②人口減少・高齢化社会において市民生活を支える移動手段を確保する
- ③地域公共交通を守る市民意識の醸成と利用環境整備を推進する

① 機能集約されたコンパクトなまちづくりを支える地域公共交通の維持・充実を図る

本市の地域公共交通を、都市軸に該当する「幹線交通」、幹線交通を補完して各地域の移動ニーズに対応する「支線交通」の2つの機能に分担して、その維持・充実を図ることで、機能が集約されたコンパクトなまちづくりを支える。

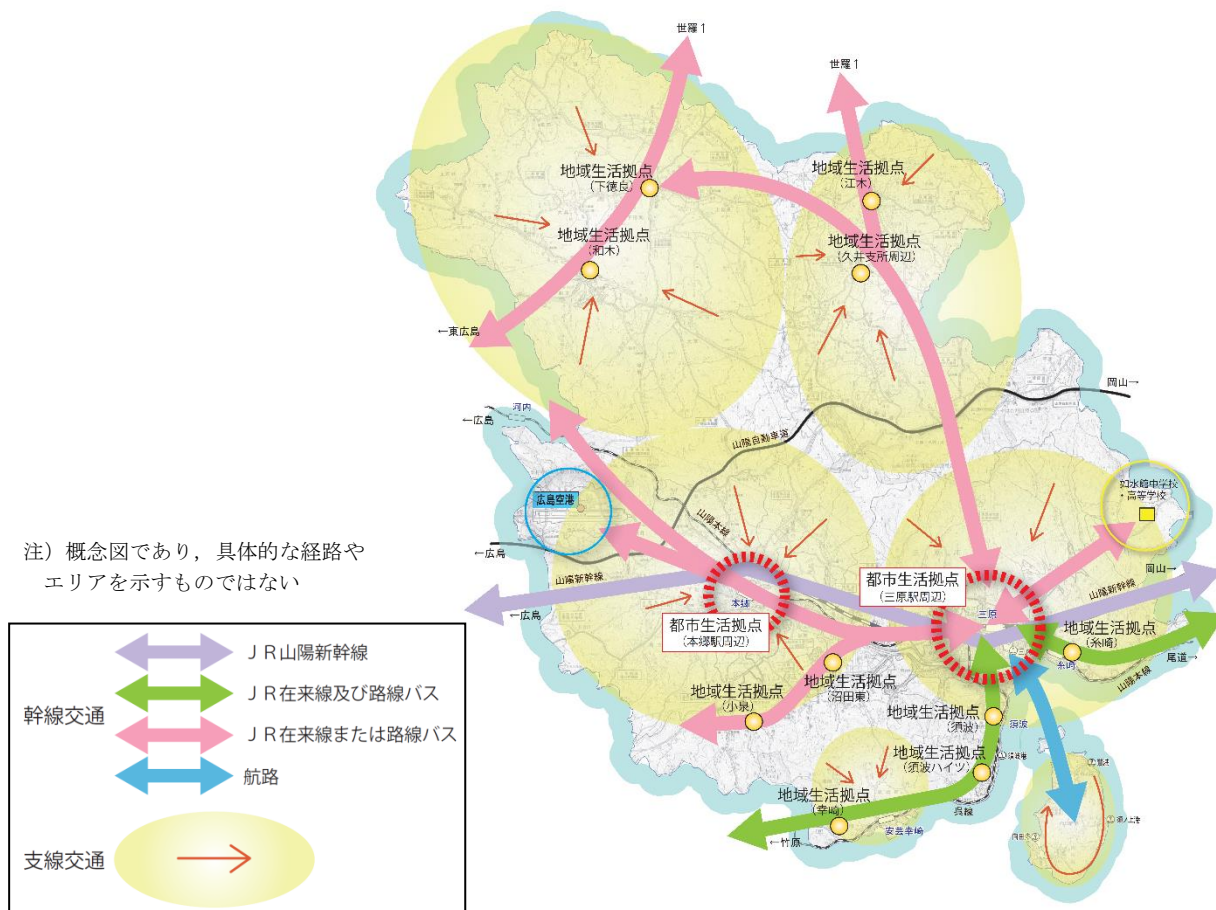


図 まちづくりを支える地域公共交通の機能分担

② 人口減少・高齢化社会において市民生活を支える移動手段を確保する

人口減少、高齢化が急速に進む本市において、効率化・健全化の観点から既存の公共交通の改善(移動モードの転換含む)を図るとともに、多くの市民に活用される敬老優待乗車証(乗船証)制度の継続やドア・ツー・ドアで運行するデマンド交通の導入など、特に高齢者の移動支援策の維持・充実を図ることで、安心できる市内での暮らしを支える。

③ 地域公共交通を守る市民意識の醸成と利用環境整備を推進する

市民一人ひとりが、鉄道、航路、路線バス等の地域公共交通の重要性を認識し、自分達で守るといった意識醸成を図るとともに、地域公共交通が利用しやすい環境づくりを推進する。

(2) 目標の評価指標

(目標の達成度を評価するための指標を設定します。)

【参考4】第1期計画での指標

- ①機能集約されたコンパクトなまちづくりを支える地域公共交通の維持・活性化を図る
 - ・路線バス・地域コミュニティ交通の利用者数
 - ・路線バス利用者1人あたりの市補填額
 - ・地域コミュニティ交通利用者1人あたりの事業費

- ②人口減少・高齢化社会において市民生活を支える地域公共交通手段を確保する
 - ・自動車を利用しない市民の日常移動に対する満足度（アンケート結果より）
 - ・利用者による市内航路の満足度（アンケート結果より）

- ③地域公共交通を守る市民意識の醸成と利用環境整備を推進する
 - ・路線バス・地域コミュニティ交通の利用者数

4.3 目標を達成するための事業及び実施主体

(第2期計画の目標を達成するため、計画期間において取り組む事業を設定します。)

※基本的な考え

- ・第1期計画のうち、必要な事業は継続
- ・その他、高齢者支援関連、観光関連、防災関連、新技術対応など、新たな課題に対する事業を検討、追加

【参考5】第1期計画での事業

表 事業及び実施主体

事業名	実施主体	事業概要
(1) 路線バスの運行・再編	・民間バス事業者 ・三原市	・路線バスの運行を継続実施 ・定期的に運行状況について検証を実施 ・検証の上、必要性が確認できれば路線再編を検討・実施
(2) 地域コミュニティ交通の運行・再編	・交通運営主体 (地域住民団体等) ・三原市	・地域コミュニティ交通の運行を継続実施 ・定期的に運行状況について検証を実施 ・検証の上、必要性が確認できれば路線再編を検討・実施 ・新たな地区への導入必要性が確認でき、諸条件が整った場合は導入を推進
(3) 地域コミュニティ交通の導入制度の設計	・三原市	・地域コミュニティ交通の導入制度を構築 ・普及に資するマニュアル(冊子)を作成 ・制度の周知・普及を推進
(4) 海上交通の運航維持・改善	・民間航路事業者 ・三原市	・海上交通の運航を継続実施 ・利用者などの意見等に応じ、必要性が確認できればサービス改善を検討・実施
(5) 中心市街地における交通モード間の乗り換え改善の検討	・関連交通事業者 ・三原市	・三原駅周辺の結節機能を維持するため、各交通モード間の乗り換え時間の短縮化・改善について検討・実施
(6) 地域公共交通に係る施設等の整備	・関連交通事業者 ・三原市	・市民や利用者からの要望が高い地域公共交通関連施設等の整備を推進
(7) 地域公共交通の利用促進	・関連交通事業者 ・地域住民団体 ・三原市	・市民への適切な情報提供や利用意欲向上に繋がる取組など、地域公共交通の利用促進に係る事業を検討・実施

[本計画の目標]

[計画事業]

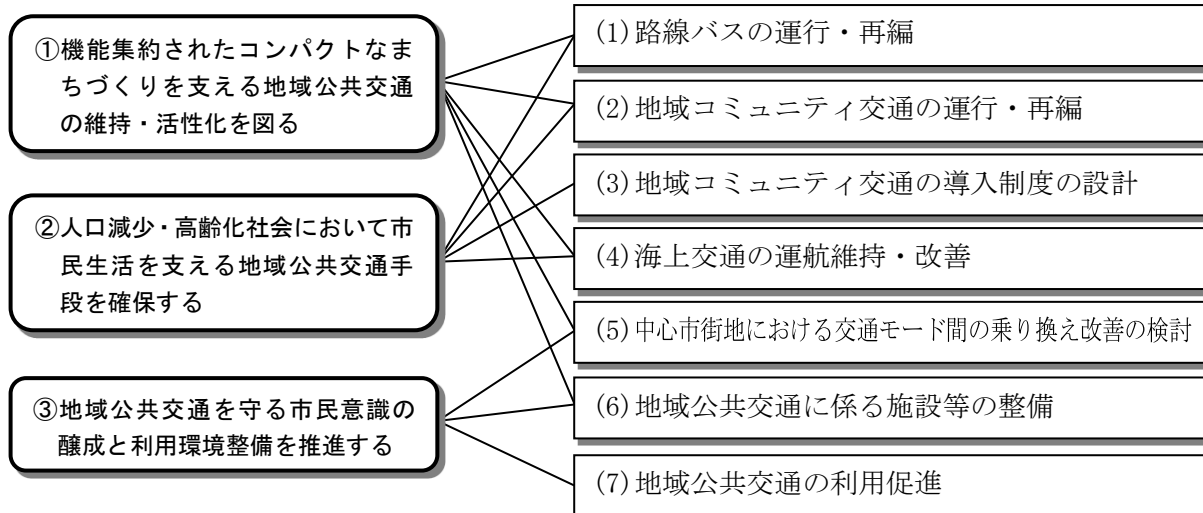


図 計画目標と事業との対応